

上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託
プロポーザル実施要領

公表日 平成30年 6月 8日
(2018年)

1 業務概要

(1) 名称

上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託

(2) 目的

和歌山市では平成30年4月から上下水道事業の組織統合に伴い、一体的・効率的な事業運営の施策を検討する。

水道事業（工業用水事業含む）及び下水道事業は、施設の老朽化が進んでいることから、今後は限られた財源やマンパワーで「未普及解消（下水道）」と「既存施設の維持管理、統廃合を見据えた改築更新」の両方に力を注いでいかなければならない状況である。

これらの課題を踏まえ、和歌山市上下水道事業の適正な経営改善計画を策定するために、現在の経営状況を把握し、施設の統廃合を含む改築更新事業等への民間活力活用のための官民連携手法を検討するとともに、上下水道事業の一体的・効率的な事業運営の施策を検討することを目的とする。

(3) 契約内容

「上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

2 見積限度額（予定価格）

44,712,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※参考見積書の上限金額は、見積限度額（予定価格）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は単体企業体においては、(2)～(11)の要件を全て満たす者であること。共同企業体においては、(1)～(2)及び(5)～(9)については、構成員の2社とも満たす者であることとし、(3)及び(4)の要件については、構成員のうち代表企業が満たす者、(10)及び(11)の要件については、構成員のどちらかが満たす者であることとする。

ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の結成にあたっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 1 共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 共同企業体は、構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が申請書類等を提出すること。

ウ 1 構成員当たりの出資比率は、30パーセント以上であること。

- エ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。
- (2) 本公告の日現在、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注するPPP/PFIに関する調査・検討業務を元請けとして履行した実績を有している者であること。
- (4) 国、地方公共団体又は特殊法人その他の公益法人が発注するPPP/PFIに関する調査・検討業務に携わった人員を雇用しておりこの業務に配置できる者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者であること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (6) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税
- (7) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 前号に掲げる期間において、和歌山市企業局が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (10) 本件業務の実施に当たり、技術士〈上下水道部門〉又は技術士〈総合技術管理部門 上下水道〉の有資格者の協力が得られる体制（直接雇用又は再委託）を有していること。
- (11) 本件業務の実施に当たり、国内外における先進的な事業実績及び調査実績、又はこれらの実績を持つ者との協力体制が有ること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 共同企業体で参加の場合
 - （ア）共同企業体協定書
 - （イ）共同企業体届出書兼委任状（様式2）

ウ 参加資格の（６）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式３）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その３の３を、個人にあつては納税証明書の様式その３の２を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

エ 会社概要等

会社概要がわかるもの（パンフレット等既存のもので可。）

オ ３（２）にかかる「競争入札参加資格登録書」の写し

カ ３（３）及び３（４）の業務を履行した実績がわかる契約書の写し等

キ ３（１０）の資格及び雇用がわかる資料

ク ３（１１）の実績又は協力体制のわかる資料

ケ 共同企業体は、ウ～オについては各構成員のものが必要

（２）提出期限

平成３０年６月１９日（火）１７時１５分まで（必着）

（３）提出場所

〒６４０－８５１１

和歌山市七番丁２３番地

和歌山市企業局下水道部下水道企画課

T e l : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 9 3

F a x : 0 7 3 - 4 3 5 - 1 2 7 6

メールアドレス : gesuikikaku@city.wakayama.lg.jp

（４）提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※ 持参の場合、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く８時３０分から１７時１５分までの間に直接持参すること。

※ 郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

５ プロポーザル参加資格確認通知書の通知

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を通知する。

通知予定日 平成３０年６月２２日（金）

６ 質問の受付及び回答

（１）受付期限

平成30年7月2日（月）17時15分まで（必着）

(2) 質問方法

電子メールにより、書面（様式4）で提出すること。書面以外で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問先

4（3）に同じ。

(4) 回答方法

回答は和歌山市企業局ホームページにおいて公開する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、左綴じ、両面15枚（30ページ）以内）

「9の評価項目」の順序に記載し、仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

イ 実施体制図（A4版、左綴じ、両面1枚（2ページ）以内）

ウ スケジュール（A4版、左綴じ、両面1枚（2ページ）以内）

エ 参考見積書（任意様式 消費税及び地方消費税を含む。）

※ 備考欄等で積算の明細・根拠を明確にすること。

オ 配置予定の技術者の一覧（様式5）

カ 同種の業務を履行した実績を有することを証する書類（様式6）

※会社、管理技術者、照査技術者それぞれ作成し、契約書の写し等を提出すること。

同種業務としては、上下水道事業に係る経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査等を優先して記載すること。

(2) 提出部数

15部（原本1部、副本14部）

(3) 提出期限

平成30年7月12日（木）17時15分まで（必着）

(4) 提出場所

4（3）に同じ。

(5) 提出方法

4（4）に同じ。

(6) 提出制限

企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

8 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合

は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

プレゼンテーションに30分、ヒアリングに20分とする。

イ 開催日時（予定）

平成30年7月18日（水）～20日（金）

ウ 開催場所（予定）

和歌山市役所 12階第4会議室

※ 正式な日時・場所については、別途通知する。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数は3名以内とする。

※ プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。

※ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開により実施する。

※ プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※ プレゼンテーションにあたり、説明用にパワーポイントその他を使用する場合は、提案者がこれに必要なパソコン及びプロジェクター等の機器を用意するものとし、スクリーンについては、和歌山市企業局が用意するものとする。

(3) 評価結果の通知

評価結果はプロポーザル評価結果通知書（平成30年7月下旬通知予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する。

	評価項目	評価基準（評価の視点）
実施体制 計 30 点	業務実績 (15 点)	・ 国内外における先進的な事業実績及び調査実績、またはこれらの実績を持つ者との協力体制等
	配置体制 (15 点)	・ 管理技術者等のPPP/PFI及び経営診断業務に携わった経験
提案内容 計 65 点	業務実施方針 (15 点)	・ 目的、条件、内容等の業務理解度 ・ 実施フロー、工程計画等
	業務改善検討における効果把握の妥当性 (20 点)	・ 上下水道事業の一体的かつ効率的な事業運営の検討、IT等の新技術導入及びPPP/PFI手法導入可能性検討、財務シミュレーション等
	事業実施に向けての検討の妥当性 (25 点)	・ 事業スケジュール ・ 課題と解決策の整理等
	社会・地域貢献度等 (5 点)	・ 地元企業の活用、地元雇用の促進、地産地消等
参考見積 計 5 点	妥当性	・ 提案内容との整合性等
合 計 100 点		

※ 評価結果が同一となった場合、見積金額の低い提案者を受託候補者として特定する。

10 日程

公表	平成30年6月8日
参加資格確認申請書受付	平成30年6月19日 17時15分まで
参加資格確認通知書通知	平成30年6月22日（予定）
質問受付期限	平成30年7月2日 17時15分まで
企画提案書提出	平成30年7月12日 17時15分まで
プレゼンテーション等	平成30年7月18日（水）～20日（金）（予定）
評価結果通知	平成30年7月下旬（予定）
契約締結	平成30年7月下旬（予定）

11 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提出書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- (2) 提出書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない者
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行った者
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかった者
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者

- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
- (7) 参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過した者

1.2 契約に関する事項

- (1) 前払い制度
適用しない
- (2) 部分払い制度
適用しない
- (3) 契約保証金
契約金額の10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付すること。
ただし、和歌山市公営企業契約規程（平成17年規程第10号）第5条に該当するときは、不納付とする。
- (4) 契約書作成の要否
必要である。
- (5) プロポーザルは受託候補者を特定するために実施するものであり、受託候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市企業局との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。

1.3 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。
- (6) 和歌山市企業局の施策や地域の民間の活動等を理解し、「上下水道事業経営診断・施設効率化による民間資金等活用事業調査」実現に効果的なアイデアを採り入れ事業を実施すること。
- (7) 地域住民や民間事業者に対して、合意形成が得られるように配慮すること。
- (8) 委託業務の各実施日については、他の機関が実施する同種の事業の日時を十分勘案し日程を設定すること。
- (9) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市企業局との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合がある。
- (10) 受託者は、和歌山市企業局が認める場合を除いて、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (11) 契約締結後において、契約書に定めのない事項が発生し業務の遂行上実施する必要がある場合は、和歌山市企業局と受託者双方で協議のうえ、これを実施するものとする。
- (12) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市企業局のホームページや広報誌等で公表

する場合がある。

- (13) 本事業は、国の交付金を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があるため、会計帳簿等の帳簿類は、事業終了後5年間保管すること。
- (14) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、和歌山市企業局が必要と認める場合には、和歌山市企業局はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。
- (15) 事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として和歌山市企業局に帰属する。
- (16) 本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (17) 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (18) 受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (19) その他本事業の目的を達成するために、より効果的な提案も可能とする。
- (20) 本事業の目的を円滑かつ十分に遂行できる人員体制を整えること。
- (21) 受託候補者と契約にいたらなかった場合は、次点の者と契約交渉をする場合がある。